

令和2年度第6回松山支部理事会議事録

日 時 令和3年2月3日（金） 13:00～15:00

場 所 愛媛県行政書士会館 3階会議室

出席者 支部長1人 副支部長2人 理事6人

山本大樹会長、久保美代子副会長（オブザーバー参加）

1 開会

和田修副支部長から、令和2年度第6回松山支部理事会を開会するとの発言があった。

2 支部長挨拶

東洋一支部長から、開会に当たっての挨拶があった。

3 議事日程及び配布資料の確認

令和3年2月3日、13時00分から15時までを予定し、配布資料の確認を行った。

4 理事会の根拠条文等について

司会の和田副支部長から、理事会の構成及び招集は支部規則第21条に規定されており、構成は支部長、副支部長及び理事であること、招集は支部長が行ったとの説明があった。

出席者は、支部長1人、副支部長2人及び理事6人の9人であり、成立根拠条文である支部規則第24条「理事会は、構成員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。」により成立していることを確認した。

続いて、支部規則第23条により支部長が議長に就任し、議長が議事録署名人に和田修副支部長及び宇都宮亮介理事を、議事録作成者に盛川心輔理事をそれぞれ指名した。

5 議案

第1号議案 令和3年度本会役員・監事等の選出に対する松山支部の対応について

(1) 副会長候補者及び理事候補者の選出への対応について

これまでの経過説明を東支部長が行い、意見交換会及び支部理事会でも松山支部としては、現行規定の読み替えでの選挙実施は難しいのではないかと結論に至ったことを説明した。

山本大樹愛媛県行政書士会会長より、改正に至る経緯及び規則改正の趣旨説明が行われた。そして、支部理事会において挙げられた規則に関する質問について回答がなされた。

会長の説明及び規則に関して支部理事より質問がされ、会長より補足説明がなされ

た。

①ブロックという概念について

本規則にいう「中予ブロック」は松山支部を指す。

②名称変更による支部規則の読み替えの可否

今回の改正は、従来規則の名称変更、つまり規則の改正であり、支部規則を適用することは可能と考える。

③改正本会選出規則にいうブロック選考会議での選出について

選挙を行わないで、選考会議で選出することは、選出根拠について十分な理由が必要であり、選挙を行って選出するのが望ましい。

以上を踏まえ、山本会長より、今回の本会規則改正趣旨への理解と現行規定を読み替えての運用への理解を求めた。

支部理事からは、その他、読み替えを行うのであれば、附則を作るべきであるし、今回運用した結果を踏まえ、本会と支部で連携しながら本会規則とこれに対応する支部規則の整備が必要だろうとの意見があった。

この後、支部理事会で検討事項に入るため、山本会長及び久保副会長は退席した。

山本会長の趣旨説明等を踏まえ、松山支部としてどのように対応するか検討し、採決の結果、全会一致で以下の結論に達した。

今回の本会の規定をそのまま適用して本会副会長及び理事候補者を選出するのは、支部規則との整合性に疑問が残ったため、本会規則にいう「選挙を行うのが困難な場合」にあたるとして、本会の選考会議開催をお願いし、選考会議の結果を受けて対応することとなった。

(2) 監事候補者及び綱紀委員候補者の選出への対応について

綱紀委員及び本会監事については、次回以降の理事会にて検討することとなった。

6 その他

なし

7 閉会

支部長は議長を降り、和田副支部長が令和2年度第6回理事会の終了宣言を行った。

以上で議案の審議を終了し、15時閉会した。

上記の議事経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が下記に署名及び押印する。

令和3年2月3日

愛媛県行政書士会松山支部第6回理事会

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩